

番号：180602

国名：ケニア

担当：人間開発部保健第一グループ保健第一チーム

案件名：ケニア地方分権下におけるカウンティ保健システムマネジメント強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年3月上旬から2019年4月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	16日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月23日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019 年 2 月 8 日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- (計100点)

類似業務	保健分野に係る各種評価調査
対象国／類似地域	ケニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

ケニアにおいては、乳児・5歳未満児死亡率等、総じて停滞・悪化傾向にあった1990年代中旬から一転して改善の兆しを見せており、乳児・5歳未満児の死亡率は1990年の出生千対102から、2015年には出生千対49へ減少するなど、国民の健康水準は近年急激に改善しているが、課題は未だ大きい。特に、妊産婦死亡率については、出生10万対687(1990年)から出生10万対510(2015年)と減少傾向にあるものの、持続可能な開発目標(SDGs)で定められた目標値(出生10万対70)の達成は、依然として困難な見通しで、一次医療サービスの強化、医療保障の拡充、国民の健康知識の向上等が引き続き必要である。

また、2010年8月には、新しく制定された憲法において中央政府の下に設定されていた8州が47の新しい行政組織(カウンティ)に再編成されることとなり、2013年3月の大統領選挙以降、大幅な地方分権化が進んでいる。保健分野は最も分権化の影響が大きく、2013年7月(新会計年度)から政府保健予算の6割が各カウンティに直接配分され、予算使途の権限はカウンティ政府に委ねられ、保健医療従事者の雇用及びカウンティ内の保健医療サービス提供はカウンティ政府の責務となった。選挙後実施された地方分権化に基づき、保健分野においては、カウンティ保健局(以下CDOH)が保健戦略計画、予算計画、モニタリング・評価等の責務を担い、カウンティ内の保健サービスを統括・指導するカウンティ保健マネジメントチーム(以下CHMT)を中心として、自律的に保健サービスの実施と管理を行うこととなった。一方で、CDOHの人員構成及び役割はカウンティによって様々であり、分権化に合わせて旧州や県等からメンバーが集められたこともあり、そのマネジメント能力の体系的な強化が急務となっている。

先行案件である技術協力プロジェクト「ニャンザ州保健行政マネジメント強化プロジェクト」(2009年～2013年)では、ニャンザ州の州・県保健行政チームに対し、行政官の意識改革・能力強化の研修、各種作業部会を通じた横断的マネジメント業務の実践、メンタリング等を通じた継続的業務遂行支援等を組み合わせて協力し、州・県保健行政チームのマネジメント能力向上や基礎的サービスの利用率向上などの大きな成果を上げた。また、研修の標準化や実施において他開発パートナーや国内関係機関間の合意形成を重視した同プロジェクトのアプローチは関係者に高い評価を得た。このような背景のもと、ケニア保健省は同プロジェクトの成果に注目し、そこで培われた人材育成・組織強化・マネジメント基盤整備のモデルを踏まえて、カウンティ政府の行政能力強化を行うことを目的として、我が国に技術協力プロジェクトを要請した。

こうした要請を受けて、本プロジェクトは、地方分権下においてCDOHおよび中央レベルのマネジメント能力強化により、分権化された保健システムの強化、ひいてはUHC実現に向け衡平で質の高いサービスの確実な提供に寄与することを目的として、2014年から5年間の協力期間として開始された。主な活動として、政府間保健フォーラム(IGF)や他のメカニズムを通じた、保健省・カウンティ保健局間の相互学習・支援体制の強化、およびケリチョーカウンティ、キリニャガカウンティの二つのパートナーカウンティ保健局の中期支出フレームワーク(MTEF)サイクルマネジメント能力(計画策定、予算策定、活動実施、モニタリング)強化支援を実施している。2017年3月の中間レビュー調査では、プロジェクトの進捗や成果の達成状況に沿ったPDMの変更を提言し、その結果、年間活動計画(AWP)策定およびMTEFサイクルマネジメントに焦点を当てたカウンティ保健局の能力強化支援に注力するとともに、活動に沿って各指標を明確化することを目的として、2018年8月にPDM改訂を行った。現在、7名の専門家(「総括/保健システムマネジメント:中央・カウンティ連携強化1」、「カウンティ保健計画」、「行財政運営(1)(カウンティ保健局マネジメント強化)」、「行財政運営(2)(MTEFサイクル実施促進)」、「行財政運営(3)(ITツール開発/利用促進)」、「保健システムマネジメント:中央・カウンティ連携強化2/業務調整」、「研修計画/業務調整」)が派遣され、上述の活動を実施中である。

今回実施する終了時評価調査では、2019年11月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績および成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年3月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、プロジェクトステアリングコミッティ議事録、技術成果品等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目に対応した調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議のうえ、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成し、JICA 人間開発部に提出する。また、現地で購入、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ケニア側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を作成し、内容の確認を得る。質問数は最小限にすること。確認を得た質問は、ケニア事務所を通じケニア側関係者に事前配布を行う。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2019年3月上旬～3月下旬）

- ① JICA ケニア事務所（以下、事務所）等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価調査の評価手法について説明を行う。
- ③ ケニア側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に事務所を通じて配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。特に、成果が発現されている活動、進捗が遅れている活動についてその要因を分析する。
- ⑤ 単独で調査を行う場合は、ヒアリング結果や調査の進捗状況を日本語で簡単に取りまとめ、随時他の団員と共有する。
- ⑥ 国内準備ならびに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びケニア側 C/P 等とともに評価を行い、終了時評価調査報告書（案）（和文・英文）の取りまとめを行う。
- ⑦ 調査結果や他団員及びケニア側 C/P 等からのコメント等を踏まえたうえで、必要に応じて PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた最終版（和文・英文）を作成する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）作成に協力する。
- ⑩ 現地調査結果の事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2019年4月上旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席する。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- （1）終了時評価調査報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）終了時評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（１）～（３）については、電子データについても提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、成田・羽田（日本）ードバイ/ドーハ/アブダビー ナイロビを標準経路とします。

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年3月9日～2019年3月24日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 団長/総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本業務従事者)

③便宜供与内容

JICAケニア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

（２）参考資料

① 案件概要案件の概要はウェブサイト上で公開されています。

<https://www.jica.go.jp/project/kenya/008/index.html>

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/fd8d16591192018749256bf300087cfd/0821a7f73fb67fea49257d2c0079dbb8?OpenDocument>

② 本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部保健第1グループ保健第1チーム (TEL: 03-5226-8363) にて配布します。

・プロジェクト業務進捗報告書 (第1期、2015年6月)

・プロジェクト業務進捗報告書 (第2期、2017年6月)

・プロジェクト業務進捗報告書 (第3期、2018年4月)

・中間レビュー調査報告書 (案) (2017年4月)

・Project Design Matrix (PDM) ver.3 (2018年8月改訂)

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上